令和7年度	一般会計歳出	第2款6項1目	12節(18) その他業務委託料	
種 目 番 受付 番号	号 連絡先	政策経営局広報課	担当者名 板倉 郁美	-2332
			電 話 671	-2332
	彭	計	書	
1 委 託	名 _ 令和	7年度 「広報よこ	はま」等の配布業務委託	
2 履 行 場	所 <u>横</u> 沒	兵市内の指定する地域	&と世帯	
3 履行期間	■期	間 令和7年4月1	日から令和8年3月31日 まで	<u></u>
又は期限	_□期	限 令和 年	月日まで	
4 契約区分 5 その他特約	<u></u>	確定契約 、情報取扱特記事項	概算契約	_
6 現 場 説	明 <u>■ </u>	下要		
	□要	(月日	寺 分 場所)
7 委 託 概	「広	限よこはま <u>」及び「県の</u> 帯へ配布する。	たより」を、市が指定する地域の	

- 8 部 分 払
 - す る (12回以内)
 - □ しない

部分払の基準

業務内容	履行予定月	月数	数量 (概算数量)	単 位	単 価	金	額
配布業務	毎月	12月	(25, 000)	部	円	(円)

※単価及び金額は消費税及び地方消費税相当額を含まない金額 ※概算数量の場合は、数量及び金額を()で囲む。

委託代金額.	(¥)
内 訳 業務価格	(¥)
消費税及び地方消費税相当額 - -	(¥)

内 訳 書

名 称	形状寸法等	数量	単位	単 価 (円)	金	額(円)	摘要
配布業務		(300, 000)	部	-	()	
小計					()	
消費税					()	
合計					()	

概算数量の場合は、数量及び金額を()で囲む

1 件名

令和7年度 「広報よこはま」等の配布業務委託

2 対象広報物

- (1) 「広報よこはま」市版・各区版(令和7年4月号~令和8年3月号) 毎月1日発行、タブロイド判、12~24ページ(区・月により異なる)。
- (2) 「県のたより」(令和7年4月号~令和8年3月号) 毎月1日発行、タブロイド判、原則8ページ。

※年4回同時に配布する「ヨコハマ議会だより」については、別途議会局が契約を実施。

3 業務内容

(1)配布先

市が指定する区域の全世帯。(区域については、一覧表及び地図等の資料を、発行月の前 月15日頃までに市から提供する。)

(2)配布部数

ひと月あたり約25,000部(概数)

(3)業務内容

- ア 原則、郵便受け1か所につき「2 対象広報物」を各紙1部ずつ投函する。郵便受け・ 表札を複数設置している場合は、1世帯につき1部配布を行う。ただし、市からの指示が ある場合は、1世帯につき2部以上の配布を行う。「広報よこはま」については、居住区 の区版であるかを確認する。
- イ 配布中に「2 対象広報物」の配布に関することについて住民から質問・要望・苦情・ 意見などを受けた場合には、その場で速やかに確認し、対応する。また、その場で確認す る時間や手段がない場合は、改めて受託者もしくは市から回答する旨を伝える。
- ウ 受託者は、配布中に住民から受けた質問・要望・苦情・意見について速やかに市に報告する。また、配布中に起こした事件・事故については、「(様式1)事件・事故報告書」を発生後速やかに市へ提出することとする。なお、様式1の記載にあたっては、政策経営局広報課(以下、「広報課」という。)の指示に従い対応する。
- エ 配布中に部数が不足した場合、ただちに広報課に連絡する。広報課は、不足した部数の 受託者への受け渡し対応を行う。ただし、その不足が配布ミスや紛失などの場合で、かつ 500部を超える不足が生じる場合には、不足分の追加印刷等に関する費用について、市は受 託者に請求し、受託者が負担する。

(4)配布期間

原則、毎月1日から10日までの間とする。

(5) その他

ア 市と受託者は、配布業務を行っている区域の地図について相互に確認を行い、必要に応

じて地図の更新に対応するほか、配布漏れなどのミスがないように徹底する。 イ 車両を利用して配布を行う場合には、法令等を遵守し、適切な運転を行う。

4 事務連絡方法

業務に関する軽微な事務連絡は、各区役所区政推進課より、受託者へ連絡することとする。ただし、「2 対象広報物」を受託者に納品する業者、または「2 対象広報物」の印刷業者などが関わる複雑な調整が必要な場合は、広報課より連絡する場合もある。

5 対象広報物の引き渡し日

発行月の前月25日頃

※日程詳細は、発行月の前月15日までに広報課から連絡することとする。

6 対象広報物の引き渡し場所 横浜市内の市が指定する場所

7 完了報告書の提出

受託者は、業務完了後速やかに、配布部数報告等を「(様式2)作業完了報告書」にまとめて 市へ提出する。

8 留意事項

- (1)個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守すること。
- (2)配布対象であるにもかかわらず、配布されなかった世帯については、市から連絡があり次第、速やかに配布すること。
- (3)配布にあたっては、近隣住人に迷惑がかからないよう、時間・手法など充分な配慮をもって 行うこと。
- (4) 「2 対象広報物」及び「ヨコハマ議会だより」以外の印刷物の配布を同時に請け負う場合は、事前に市に報告のうえ、混同されない方法について市の指示に従うこと。

9 その他

本仕様書に記載のない事項については、市と受託者が協議の上、決定する。

■事件·事故報告書【第1報 · 最終報】

提出(月日時分)

:	報告者												
事務	 務所担当者						-	連絡	絡先		()	
場	住所				区								
場 所	建物名等												
	概要												
	発生日	令和		年	J	₹	日()	時		分~	時	分
	発覚日	令和		年	J	1	日()		時	分	,	
配布	5員報告日	令和		年	J	∃	日()		時	分		
₩-1	当該区域 担当経験		新規	担当		複数回配	布経	験あり	J				
配布品	使用備品		徒步	•		自転車		車			その他		
布員詳細	配布時の 状況	(例:	グレ-	一の自転車	で前	かごに広	吸よこ	はまる	を入れ	て配	布していた)		
			被害	なし									
			被害	<u>'</u> あり									
初	按害状況			人的被害	\rightarrow	対象							
12	X LI				\rightarrow	人数							
				物的被害	\rightarrow	対象							
				その他									
日時は必ず記載のこ-	被害状況詳細												
	対応状況												
	今後の対応												

令和 年 月 日

横浜市政策経営局広報課長

(会社住所地)

(組織名)

(役職) (氏名)

広報よこはま 月号 作業完了報告書

完了日 : 令和 年 月 日

完了日 : 令和 年 月 日				
区名	区域(住所)	引渡部数	配布部数	残部数
全合計				
鶴見区				
鶴見区合計				
神奈川区				
神奈川区合計				
西区				
西区合計				
中区				
中区合計				
南区				
南区合計				
港南区				
港南区合計				
保土ケ谷区				
保土ケ谷区合計				
旭区				
旭区合計				
磯子区				
磯子区合計				
金沢区				
金沢区合計				
港北区				
港北区合計				
緑区				
緑区合計				
青葉区				
青葉区合計				
都筑区				
都筑区合計				
戸塚区				
戸塚区合計				
栄区				
栄区合計				
泉区				
泉区合計				
瀬谷区				
瀬谷区合計				